

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、別表(3)ウに掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業。

別表(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
エ 共生型サービス事業所の整備推進事業（※4）		整備のための改修に必要な経費は同上。 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用
・ 通所介護事業所 ・ 地域密着型通所介護事業所 ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 事業所あたり 1,029 千円 1,130 千円	

※4 本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。